

新型コロナウイルス感染症予防接種を受けるにあたっての説明

必ずお読みください！！

この説明書を読み、理解し、納得した上で接種することを希望する場合に、予診票の希望書欄に自ら署名してください。なお、接種することを判断する際に疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医や市町村の予防接種担当に確認し、十分納得した上で、接種することを決めてください。

1 病気の説明

新型コロナウイルス感染症は、「新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)」による感染症です。呼吸器感染症のため、発熱・咽頭痛・咳嗽など風邪によく似た症状がみられます。潜伏期間は2～3日であり、高齢者や基礎疾患のある方は重症化リスクおよび致死率が高いといわれています。軽症のまま治癒する人も多い一方、重症化すると、呼吸困難などの肺炎の症状が悪化し、死に至る場合もあります。また、後遺症についても多く報告されており、診断されてから数か月、時には1年経っても症状が続くケースもあります。

2 予防接種の効果と副反応

新型コロナウイルス感染症の予防接種には、発症予防や重症化(入院)予防の効果があります。なお、既に感染した方でもあっても再び感染する可能性があるため、予防接種をすることで追加の発症予防効果が得られることが確認されています。

主な副反応は、注射した部分の痛み・腫れ・発赤、頭痛、下痢、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等があります。注射した部分の反応は接種当日にあらわれ、約2日程度で消失し、そのほかの症状は接種翌日からみられ1日程度持続します。まれに起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあります。それらは接種直後から通常30分以内に症状があらわれることがほとんどです。ごくまれではあるものの、接種後に心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されています。接種後数日以内に胸の痛みや動機、息切れ、むくみ等の症状が現れたら、速やかに医療機関を受診してください。

3 接種にあたっての注意事項

下記に該当する場合は、予診票に記入するまたは必ず接種前の診察時に医師に伝えてください。

予防接種を受けることができない方

- ・ 明らかに発熱している(通常37.5度以上の熱がある)
- ・ 重い急性疾患にかかっている
- ・ 今回のワクチンの成分に対し重度の過敏症※の既往がある

※アナフィラキシー(重度なアレルギー反応)や、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等アナフィラキシーを疑わせる複数の症状のことをいいます。前回までの接種でこれらの症状が認められた場合、同一の成分を含むワクチンを用いた追加接種を受けることはできません。

- ・ 上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にあると医師が判断した場合

予防接種を受ける際に医師と相談が必要な方

- ・ 抗凝固療法を受けている方、血小板減少症または凝固障害がある方
- ・ 過去に免疫不全の診断を受けた方または近親者に先天性免疫不全の方がいる
- ・ 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害等の基礎疾患がある
- ・ 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性のアレルギーが疑われる症状がみられたことがある
- ・ 過去にけいれんを起こしたことがある
- ・ 今回のワクチン成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある

接種後の注意事項

- ・ 接種後15分以上(過去にアナフィラキシーを含む重度のアレルギー症状を起こしたことがある方や、気分が悪くなったり、失神等を起こしたりしたことがある方は30分以上)は、接種を受けた施設でお待ちいただき、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。(急に起こる副反応に対応できます。)
- ・ 注射した部分は清潔に保ちましょう。接種当日の入浴は問題ありませんが、注射した部分はこすらないようにしてください。また、接種後に体調が悪い時は無理をせず、入浴は控える等、様子を見るようにしてください。
- ・ 通常の生活は問題ありませんが、当日の激しい運動や過度の飲酒等は控えてください。

4 予防接種健康被害救済制度について

新型コロナウイルス感染症の予防接種による副反応のために、入院を必要とする程度の疾病や日常生活が著しく制限される程の障害等(健康被害)が生じた場合は、予防接種法に基づく補償を受けることができます。健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。(ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を審査会で審議し、厚生労働大臣が認定した場合に限る。)申請に必要な手続き等については、市町村の予防接種担当へご相談ください。